

## 第5章 計画を円滑に推進するための役割

循環型社会を構築するため、県民、排出事業者、処理事業者、市町村及び県がそれぞれ次の役割に応じて行動することが求められます。

表 5-1-1 関係者と県の役割

主 体	求められる役割
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の発生の少ない商品や繰り返し使用できる商品の選択、長期間使用、食べきり・使い切り等により、一般廃棄物の排出抑制に努める。</li> <li>○使わなくなった物のうち有用なものを製品として再使用する。</li> <li>○市町村等による分別・リサイクル等の循環的利用の取組みに協力する。</li> </ul>
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原材料の選択や製造・輸送工程の工夫、不要品の有効利用等により、廃棄物の排出抑制に努める。</li> <li>○分別・リサイクル等の循環的利用に努める。</li> <li>○法令を遵守し、廃棄物処理事業者への処理委託等により廃棄物を適正に処理する。</li> </ul>
処理事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令を遵守し、廃棄物を適正に処理する。</li> <li>○分別・リサイクル等の循環的利用に努める。</li> <li>○講習等を通じて知識や処理技術の向上に努める。</li> <li>○施設や処理状況に関する情報等の公開により、住民への信頼の確保に努める。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NPOや教育機関、学識経験者等と連携した普及啓発や情報提供、環境教育等により、住民とともに取組を推進する。</li> <li>○分別収集の推進及び再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用を推進する。</li> <li>○一般廃棄物を適正に処理する。</li> <li>○小売業者に引取義務のない廃家電や使用済小型家電等の回収体制の構築や住民への普及啓発を推進する。</li> <li>○災害廃棄物の処理体制の構築を推進する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村への技術的助言等、関係機関と連携して施策を推進する。</li> <li>○市町村等職員の人材育成を支援する。</li> <li>○事業者への指導監督に努める。</li> <li>○事業者及び県民から施策の推進に寄与する情報の収集に努める。</li> <li>○民間事業者による処理能力確保を基本としつつ、必要な廃棄物処理施設の整備を推進する。</li> <li>○県内における災害廃棄物の広域処理体制の構築を支援する。</li> </ul>

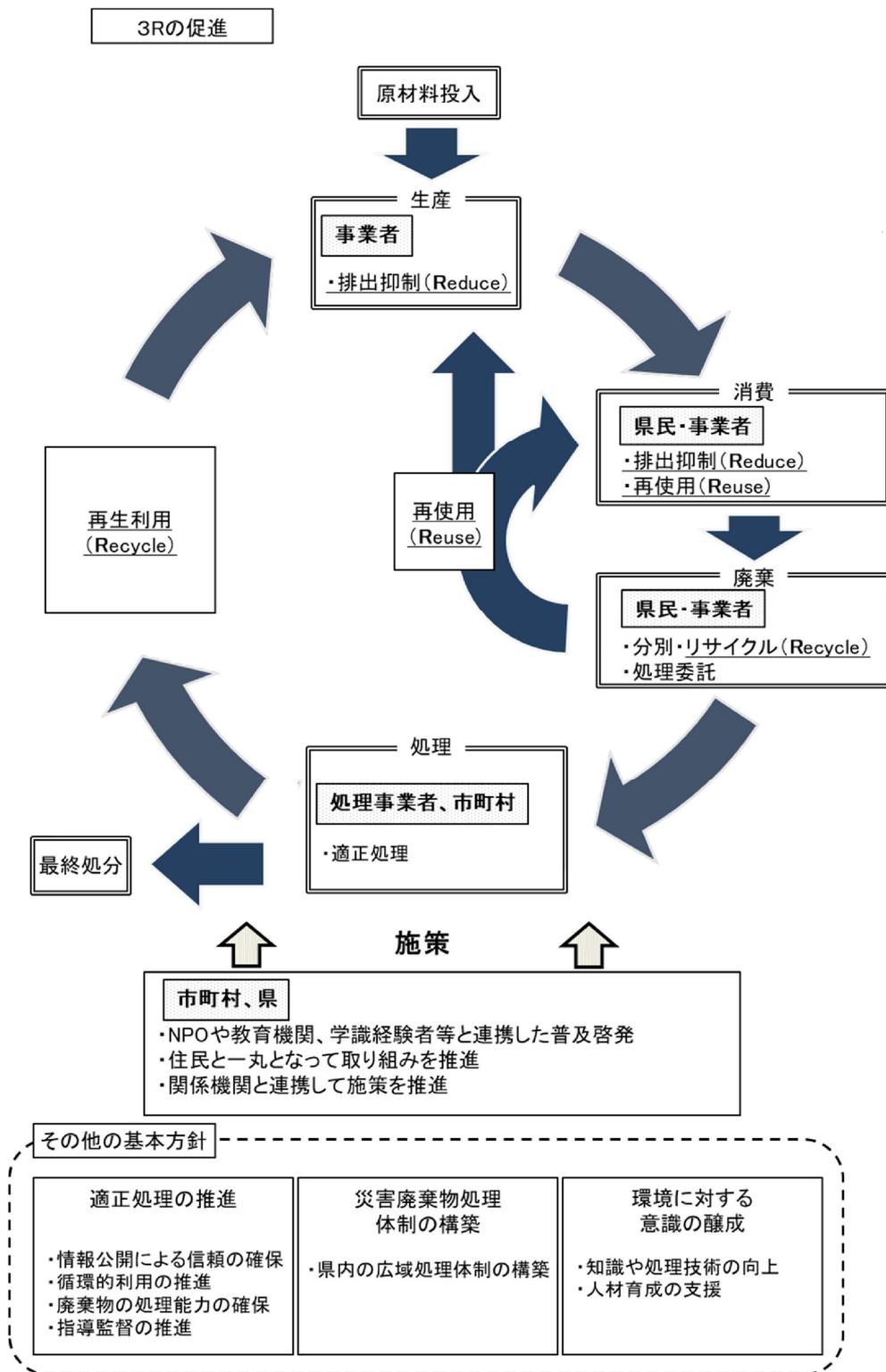


図 5-1-1 循環型社会の各段階における各主体の役割